

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車登録令の一部改正

一 自動車の登録の申請書への署名を要しないものとし、変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人が、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人が、申請書に押印することを要しないものとする。
(第十五条、第十七条及び第十九条関係)

二 登録の原因について第三者の許可等を証する書面等を除き、自動車の登録の申請書等を作成する場合において、文字を改め、加え、又は削ったときにおける押印を要しないものとする。

(第三十七条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 航空機登録令の一部改正

一 航空機の登録の申請書への署名押印を要しないものとする。
(第十二条関係)

二 登録原因について第三者の許可等を要する場合において、当該第三者が申請書に当該許可等をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、当該許可等を証する書面の提出を要しないものとする。

第三 奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正

次に掲げる政令の規定において、債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとするこ
と。

一 奄美群島振興開発特別措置法施行令第十六条第一項

二 空港周辺整備債券令第四条第一項

三 財形住宅債券令第三条第一項

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十条第一項

六 独立行政法人水資源機構法施行令第四十五条第一項

七 独立行政法人都市再生機構法施行令第二十六条第一項

八 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第九条第一項

第四 建設業法施行令の一部改正

紛争処理の申請の書面への押印を要しないものとする事。

(第十三条関係)

第五 ダム使用権登録令の一部改正

ダム使用権の登録の申請書への記名押印を要しないものとする事。

(第二十五条関係)

第六 小型船舶登録令の一部改正

新規登録又は移転登録の申請書を除き、小型船舶の登録の申請書への記名押印又は署名を要しないものとする事。

(第八条関係)

第七 附則

この政令は、令和三年一月一日から施行するものとする事。